主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人坂上重守の上告趣意について。

所論は、結局第一審判決の事実誤認と量刑不当を主張するに帰するから、明らかに刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年三月一五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	裁判官	黨	藤	悠		輔
	裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	眞	野			毅
	裁判官	岩	松	Ξ		郎